

調査研究助成課題の成果概要(その1)

悪質オンラインジャーナルに出版された再生医療エビデンスの実態調査

京都大学 iPS細胞研究所 上廣倫理研究部門
部門長・特定教授 藤田 みさお

ハゲタカ学術誌と再生医療治療

近年、著者から高額な投稿・掲載料を得ることを専ら目的とし、十分な査読を行わない低品質のオンラインジャーナル(いわゆる「ハゲタカ学術誌」)が国際的に問題になっています。こうした雑誌に論文を発表してしまうと、研究者としての信頼・評価が低下する、論文が引用されない、投稿・掲載料(多くは税金を財源とする公的助成から拠出)が無駄になる、研究に対する社会的信頼が失われる、といった問題が生じます。

一方、安全性や有効性が疑われる再生医療が、治療として提供される実態が国内外で問題視されています。現在、メディアで報じられる再生医療の多くは、未だ研究段階のものであり、治療としての安全性や有効性が証明された再生医療は、ごく僅かしかありません。我々の過去の調査では、再生医療を提供する複数の医療機関がウェブサイト上で国際誌の論文を提示し、治療の科学性を喧伝していたことが明らかになりました。もし、この国際誌がハゲタカ学術誌だったら、科学

的根拠の疑わしい情報で患者を誘引することにつながります。

今回の調査では、これら2つの比較的新しい問題—ハゲタカ学術誌と再生医療治療—が交差する領域にアプローチし、「ハゲタカ学術誌には再生医療に関連し得るものが一定数存在する」という仮説の検証を試みました。

Cabell's Black Listを用いた調査

実際の調査では、Cabell's Black Listと呼ばれるハゲタカ学術誌のリストを用いました。このリストは米国Cabell's International社が販売しているもので、定期的に更新される60以上の客観的基準に基づき、四半期毎に学術誌の評価が行われています。例えば、「査読」の項目では、「編集者がいない」「編集委員に著名研究者の氏名を借用」等、「出版」の項目では、「論文/アーカイブがない」「著名データベースへの掲載を偽る」等、「掲載料」の項目では、「十分な情報がない」

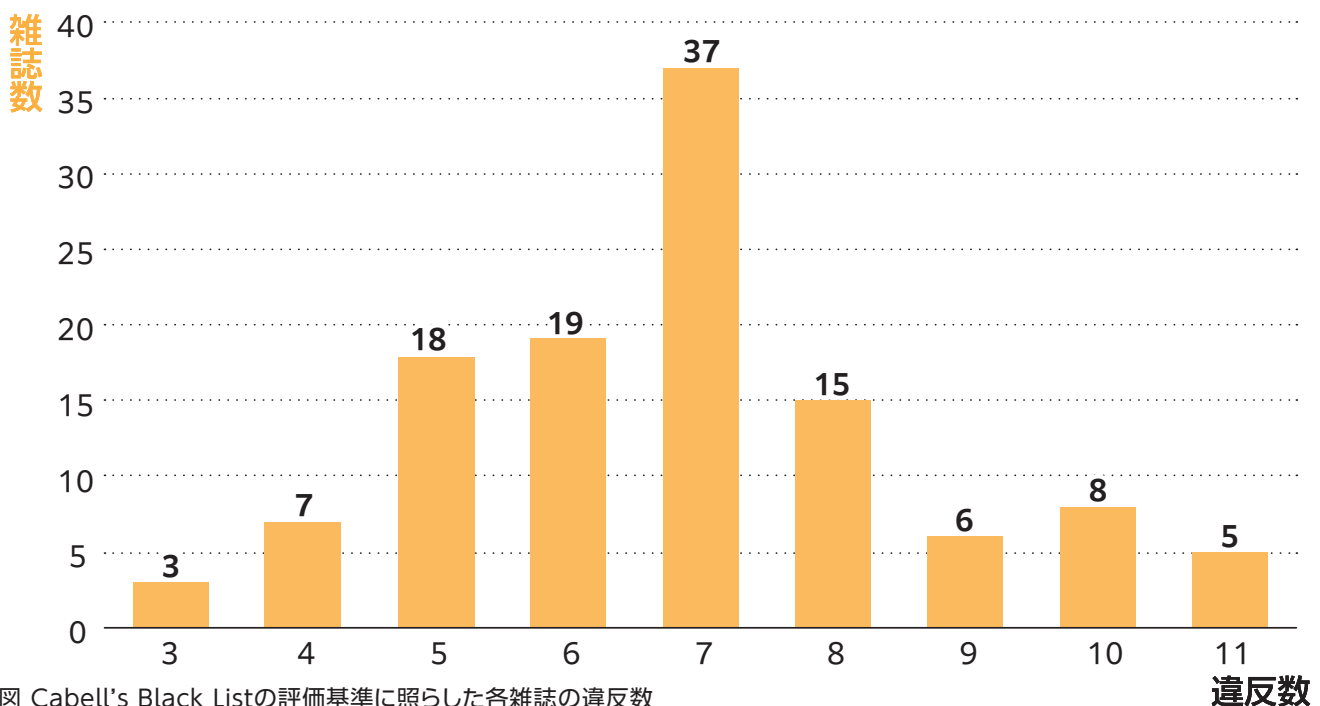


図 Cabell's Black Listの評価基準に照らした各雑誌の違反数

「投稿前に支払いを求められる」等の基準が設定されています。一つでも基準に合致した雑誌はリストに掲載され、現在、その数は約13,000誌にのぼります。

本調査では、“regenerative”と“cell”の検索語で抽出できた150誌のタイトルを確認し、重複2誌、再生医療と関連のない30誌(タイトルや出版社名に“excellent”又は“excellence”の単語が含まれる等)を除く118誌を最終的な分析対象としました。ただし、Cabell's International社は、第三者を批判する目的でのリスト利用、リストの編集及び不特定多数への配布を認めていません。そのため、以下では個別の雑誌が特定されないかたちで、調査の結果を一部ご紹介します。

ハゲタカ学術誌には再生医療に関連するものが存在した

Cabell's Black Listに掲載された再生医療に関連する118誌の出版国は、多い順に、米国(と推定されるものも含め47誌)、インド(40誌)、英国(と推定されるものも含め14誌)、ナイジェリア(6誌)、カナダ(と推定されるものも含め4誌)、アラブ首長国連邦(2誌)、スウェーデン(1誌)、その他(4誌)でした。英語圏での出版が中心でしたが、出版国が明示されていない雑誌も少なくありませんでした。出版社数は51社で、1社で複数の雑誌を扱っていることが示唆されました。

Cabell's Black Listが設ける評価基準に照らした各雑誌の違反数を図に示しました。最小違反数は3基準で、該当したのは3雑誌と最も少なく、最大違反数は11基準で、該当したのは5雑誌でした。7基準で違反していた雑誌が最も多く、全体の約3割を占め、7基準以上違反していた雑誌は、全体の6割にものぼりました。以下はその具体例です。

A誌(違反7件)

- 出版:論文/アーカイブがない
- 査読:編集者/委員のリストがない、査読の方針が不明瞭
- ウェブサイト:誤字脱字、出版社の住所が不明か虚偽
- 著作権:デジタル保存のポリシーが不明…等

B誌(違反9件)

- 公正性:営利企業との関係が非開示、研究不正の予防措置が十分でない

- ビジネス:雑誌からのメール配信を取り消せない
- ウェブサイト:誤字脱字、雑誌/出版社がバーチャル・オフィス
- 著作権:デジタル保存のポリシーが不明…等

本調査研究の社会的効果と展望

本調査の結果、「ハゲタカ学術誌には再生医療に関連し得るものが一定数存在する」という仮説が事実であることが分かりました。また、これらの雑誌の特徴を上述のように一部明らかにすることができました。ただ、Cabell's Black Listに掲載された事実だけをもって、それらの雑誌や雑誌に掲載された論文が科学的に疑わしく悪質なものであると結論することはできない点には注意が必要です。一方で、本調査には次のような社会的効果も期待できます。

まず、再生医療を受けようとする患者さんの保護が期待できます。医療機関のウェブサイト等に科学的根拠として掲載される情報の信憑性を患者さんが確認し、疑わしい再生医療を回避するための一助となる可能性があります。

また、認定再生医療等委員会¹⁾による再生医療の適切な評価にもつながります。現行法では、再生医療を提供しようとする医師は、この委員会に提供計画やその根拠となる科学的文献等を提出し、審査を受けなければなりません。本調査で得られた知見を関係者と共有できれば、再生医療治療の適切な評価に貢献することができそうです。

審査の際に、科学性の疑われる文献を提出しても、再生医療治療を提供する根拠にできないことが確かな流れになれば、審査手続きにおけるハゲタカ学術誌論文の濫用を抑止することや、科学コミュニティの健全性を保持することにもなります。

今後は、再生医療以外の研究領域におけるハゲタカ学術誌の特徴を評価し、本調査の結果と比較することも有益と考えられます。さらに、論文を単位とした個別の分析も、より詳細な実態を描き出す上で有用であり、将来的な課題です。

1)「認定再生医療等委員会」とは、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会であり、一定の手続きにより厚生労働大臣の認定を受けたものをいい、「特定認定再生医療等委員会」は、認定再生医療等委員会のうち、特に高度な審査能力、第三者性を有するもの。